

所得税、市・県民税の控除について（介護保険料・サービス利用料など）

■ 社会保険料控除（介護保険料）

第1号被保険者（65歳以上の方）が納付した介護保険料は、所得税や市・県民税の社会保険料控除の対象になります。

◆ 特別徴収（年金から天引き）の方

各年金保険者から1月末に郵送される「公的年金等の源泉徴収票」の社会保険料の金額の中に「後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の特別徴収額」と合算して表示されます。

※ 年金保険者によっては「摘要」欄に制度ごとの金額が記載されている場合もあります。

ただし、障害年金や遺族年金は所得税の課税対象となっていないため（非課税）、源泉徴収票は送付されません。源泉徴収票が送付されるのは、老齢又は退職を支給事由とする年金を受けている方だけとなります。

国民年金、厚生年金保険に係る公的年金等の源泉徴収票の再交付については、最寄りの年金事務所（旧社会保険事務所）へお問い合わせください。

◆ 普通徴収（納付書納付、口座振替）の方

申請により、市保険医療課・各支所総合窓口課で「介護保険料納付証明書」を発行します。（納付書納付の方は納付書に領収印を押したもの（領収書）が納付額を証明できる書類になります。）

※ 特別徴収（年金からの天引き）の方も申請により「介護保険料納付証明書」を発行します。

【介護保険料納付証明書の発行に関する問い合わせ先】

保険医療課 介護保険係 TEL 0826-42-5618（直通）

【年金に関する問い合わせ先】

〈国民年金・厚生年金の受給者の方〉

年金事務所

〈共済年金の受給者の方〉

各共済組合の年金担当部署又は年金事務所

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の介護保険料については、加入している医療保険（職場の健康保険や国民健康保険）の保険料（税）と合わせて納めていただいております。

詳しくは、各医療保険者へお問い合わせください。

■ 医療費控除（介護サービスの利用料）

介護保険でサービスを利用された費用のうち、介護保険の利用料について、所得税や市・県民税の医療費控除の対象になるものがあります。

＜医療費控除の対象になるもの＞

◆ 医療系のサービス

施設	介護老人保健施設	・ 施設サービス費（食費・居住費を含む）の自己負担額
	介護療養型医療施設	
居宅	訪問看護、介護予防訪問看護	・ サービスに要する経費 （介護保険の対象外となる自己負担額を含む） ※ 短期入所療養介護における食費・滞在費、通所リハビリテーションにおける食費も控除対象になります。
	訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテーション	
	通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション	
	短期入所療養介護、 介護予防短期入所療養介護	
	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	

◆ 福祉系のサービス

施設	介護老人福祉施設	・ 施設サービス費（食費・居住費を含む）の自己負担額の2分の1に相当する金額
居宅	訪問介護、介護予防訪問介護	・ 介護保険の対象となるものに係る自己負担額に限る。
	夜間対応型訪問介護	
	訪問入浴介護、 介護予防訪問入浴介護	・ 福祉系在宅サービスは下記のいずれにも該当する場合のみ対象となります。 <u>※居宅サービス計画に基づき、サービスを受けていること。</u> <u>※居宅サービス計画に上記医療系在宅サービスのいずれかが位置づけられていること。</u>
	通所介護、介護予防通所介護	
	認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護	
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	

○ サービス提供事業所によっては、**利用料等の領収書に「医療費控除対象額」を明記**している場合があります。

○ 高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その**高額介護サービス費を差し引いて計算することとなります**。なお、介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみ

に対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を差し引いて計算することとなります。

- 全ての介護保険サービスにおいて、特別な食費・居住費（利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料）については、医療費控除の対象となりません。

【サービス利用料の医療費控除に関する問い合わせ先】

保険医療課 介護保険係 TEL：0826-42-5618（直通）

■ 医療費控除（おむつ代の医療費控除のための確認書の発行）

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医療費控除の対象となります。

おむつ代が医療費控除の対象と認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要とされていますが、

(1) おむつ代について、**医療費控除を受けるのが2年目以降**である。

(2) おむつを使用した方が**介護保険の要介護認定を受けていて、安芸高田市が医師の証明に変わる内容を確認できる場合**。

上記(1)(2)のいずれにも該当される方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代わり、「**おむつ代の医療費控除の証明に係る必要事項確認書**」を発行することができます。

確認書を必要とする方は、印鑑をお持ちになり保険医療課で手続きをしてください。

【おむつ代の確認書に関する問い合わせ先】

保険医療課 介護保険係 TEL：0826-42-5618（直通）

■ 障害者手帳等の交付を受けていない人の障害者控除

満65歳以上の人で介護保険の要介護認定を受けている人などは、身体や精神に障害があり障害者に準ずる者として市（保険医療課）から「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ、所得税や市・県民税の申告の際に提示することで、障害者控除の対象となります。ただし、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人は、手帳を提示することで控除が受けられます。

また、次の要件に該当される人で、税の申告や年末調整で「障害者控除」の申告をされていない人は、今からでも同認定書を提示して、税務署（所得税は課税されないが、市・県民税だけが課税される人は、税務課）へ申告することにより、障害者控除が受けられます。

(1) 保険医療課で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた方

(2) 同認定書の交付を受けた人を扶養している方

【問い合わせ先】

障害者控除対象者認定のこと : 保険医療課（TEL：0826-42-5618）

障害者控除の申告のこと : 吉田税務署（TEL：0826-42-0008）

又は税務課（TEL：0826-42-5614）